



イラン：日本の対イラン制裁措置

(9日、10日付現地各紙)

米国政府は、英国およびカナダと協調し、新たな対イラン追加制裁策を発動した（11月21日）。イラン中央銀行を直接の対象とするわけではないが、イラン中央銀行を含むイランの金融機関が、違法なマネーロンダリング（資金洗浄）に関与していると米愛国者法に基づき指定し、国際社会に取引を停止するよう促すものである。

イラン産原油は主に、イラン中央銀行を通じて決済されている。米国は、第三国に、イラン産原油輸入の停止を求めており、日本と同様に、原油輸入総量の約1割をイランから輸入している韓国の対応も注目される。ただし、イラン側は、中国やインドなど、イラン産原油の大口輸入先の国々は、取引停止に応じないと見ている。

1. 日本の対イラン制裁

外務省は、12月9日付の「イランに対する国連安保理決議の履行に付随する措置の対象の追加等」をホームページ上に公開している。

URL ; http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/12/1209_02.html

(2011/12/14 閲覧)

2. 日本の措置に対するイラン側報道

(1) 日本、対イラン追加制裁を発動（10日付イラン・ニューズ紙）

日本は、欧米が実行したイランの核開発問題に対する制裁に追随するように、新たな金融制裁を発動した。今回閣議決定された追加制裁は、106団体、1個人、3銀行の資産凍結であるが、欧米が要求していた原油輸入削減には踏み込まなかった。佐藤外務報道官は、「今回の措置は、11月に発表されたIAEAのイラン核開発疑惑に関する報告を踏まえたものであり、国際社会との緊密な協調の上で実施した」と発言。また、枝野経済産業大臣は、「多くの原油を生産するイランに対する制裁については、原油価格および世界経済への影響を懸念し、慎重に対処する」と発言した。

(2) 日本も対イラン石油禁輸制裁を実施せず（10日付シャルグ紙）

（今回の日本の対イラン追加的措置の内容を淡々と説明しつつ）日本の玄葉外務大臣が記者会見で「これまで制裁対象になっていたイランの個人および団体に加え、新たに106の団

体と1個人の資産が凍結される。我々は慎重に国際社会と協調していく」と述べた。

(3) 日本はイランの石油部門に対する制裁を否定（仏通信社引用。10日付ファールス通信）

日本は米国および一部西側諸国の圧力下でありながら、イランの機関および銀行への追加的措置のみ実行し、イランの石油部門への制裁は行わなかった。

(4) 日本の米国への忠誠の証明、対イラン制裁の延長を発表

9日付メフル通信は、米ウォールストリート・ジャーナルを引用して、今回の日本の対イラン追加的措置の内容を説明しつつ、日本が対イラン禁油制裁を追求していない点を報じている。

中東調査会注

イランのペルシア語メディアにおいて、日本による対イラン追加的措置の発表を取り上げる報道は限られており、全体的な論調として、西側による対イラン石油禁輸制裁への努力が奏功せず、日本が対イラン石油禁輸制裁を決定しなかった点が強調されている。日本の追加的措置自体については、その内容を淡々と説明するにとどまっている。